

第1章 総則

1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成21年久留米広域市町村圏事務組合条例第32号）の規定に基づく火を使用する設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めることを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び都市部の密集性或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の規模、用途等の特性に応じた安全対策の向上を図るために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（本基準内では☞で表示）については、防火対象物の安全性向上のために定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまでも関係者等の任意の協力があって実現されるものであることを前提としなければならない。

そのため、職員は関係者等に、防火安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該指導事項については、指導経過等を明確にする等、事務処理上の不均衡を生じないように留意する必要がある。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成21年久留米広域市町村圏事務組合条例第32号）をいう。
- (7) 条則とは、久留米広域市町村圏事務組合火災予防規則（平成21年久留米広域市町村圏事務組合規則第33号）をいう。
- (8) 予防規程とは、久留米広域消防本部火災予防規程（平成21年久留米広域消防本部告示第1号）をいう。
- (9) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (10) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (11) 建基則とは、建築基準法施行規則（昭和25年建築省令第40号）をいう。

- (12) 建基県条例とは、福岡県建築基準法施行条例（昭和46年福岡県条例第29号）をいう。
- (13) 建基県細則とは、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）をいう。
- (14) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (15) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (16) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (17) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- (18) 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- (19) 防火戸とは、防火設備のうちの防火戸をいう。
- (20) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (21) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (22) 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (23) 防災センター等とは、規則第12条第1項第8号に規定するものをいう。

4 基準の適用について

- (1) 当基準の適用は、平成21年4月1日からとする。
なお、本基準は記載以外の総務省消防庁から発出されている通知及び質疑等についても十分考慮して適用すること。
- (2) 平成21年4月1日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築及び改築等の防火対象物については、当分の間、従前の基準によるものとする。
- (3) 平成31年4月1日において、大川消防署管内に現に存する防火対象物又は現に新築、増築及び改築等の防火対象物については、当分の間、従前の基準によるものとする。

5 制定及び改正経過

- (1) 制定（平成21年4月1日）
- (2) 一部改正（平成23年10月1日施行）
- (3) 一部改正（平成24年6月29日施行）
- (4) 一部改正（平成27年4月1日施行）
- (5) 一部改正（平成28年4月1日施行）
- (6) 一部改正（平成29年4月1日施行）
- (7) 一部改正（平成30年4月1日施行）
- (8) 一部改正（平成31年4月1日施行）
- (9) 一部改正（令和3年4月1日施行）
- (10) 一部改正（令和7年4月1日施行）
- (11) 一部改正（令和8年4月1日施行）

6 主な参考文献

福岡市消防局予防部指導課発行「消防用設備等技術基準（総論）」